

学校・園での活動・学びのために、ユニセフ資料をご活用ください。

ユニセフ
CRE実践記録



(A4冊子 10ページ)

子どもの権利条約
カードブック



(B5冊子 30ページ)

子どもの権利と
スポーツの原則



(A4冊子 30ページ)

先生向け CREウェブサイト
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/>

ユニセフCRE



ユニセフCREハンドブック

『子どもの権利条約』を 学級経営に生かそう

子どもと先生でつくる
みんなが尊重される学校・園



冊子をご希望の方はファックスまたはメールにてお申し込みください。

冊子名	ユニセフCRE実践記録	子どもの権利条約 カードブック	子どもの権利と スポーツの原則
希望冊数	冊 (無料)	冊 (1冊無料。 2冊目から60円)	冊 (1冊170円)
学校・園名			
ご担当者名(職)			
ご住所	〒		
電話			
Eメール	@		

※学校・園からご注文いただく際には送料はかかりません。実費ご負担分については、資料送付時に同封する振込用紙にて後日送金をお願いいたします。

送付先

FAX: 03-5789-2034 Eメール: se-jcu@unicef.or.jp

公益財団法人 日本ユニセフ協会 〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL: 03-5789-2014 HP: www.unicef.or.jp

unicef | for every child

発行: 2021年9月
第3版発行: 2023年4月

unicef | for every child

この冊子を手にとってくださった先生方へ

日々、学校現場で子どもたちと接しておられる教職員のみなさま。子どもたちの権利について定めた「子どもの権利条約」について、どのくらいご存じでしょうか。また、「子どもの権利」という言葉を聞いて、どのようなことを思い浮かべるでしょうか。

「子どもの権利条約」は、1989年に国連で採択されました。ユニセフ（国際連合児童基金）は、この「子どもの権利条約」を活動の基盤としており、すべての子どもたちの権利をあらゆる面で実現していくことが、その使命となっています。

日本も1994年にこの条約を批准しました。日本の子どもたちにとっても重要な条約です。

この冊子では、「子どもの権利条約」に定められた子どもの権利を理解し、教育現場で具現化する上での大切なポイントについてお知らせするとともに、子どもの権利をよりよい学校・園づくりのためにどのように生かすことができるか、いくつかの実践のヒントも含めて紹介しています。

すべての子どもたちが健やかに、そしてもって生まれた可能性を十分に伸ばして成長できること。それは、教育に携わるみなさまと私たちユニセフの共通の願いです。

私たちが提唱する「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にす教育」を、よりよい学校・園づくりのために、ぜひ、ご活用いただければ幸いです。

目次	1	この冊子を手にとってくださった先生方へ
	2	Child Rights Education 子どもの権利を大切にす教育 ～現場からの声～
	3-4	子どもの権利を理解するための大切なポイント
	5-6	子どもの権利を大切にす教育とその効果
	7	子どもの権利を学校・園で推進するために ～実践のヒント～
		実践のヒント1:「子どもの権利条約」について学ぼう
		条文のカードを使ったグループ学習
		実践のヒント2:子どもの権利とSDGs
		世界の子どもたちの権利にも目を向けてみよう
	8	実践のヒント3:子どもの権利が守られた学級づくり
		「学級憲章」をつくってみよう
	9	実践のヒント4:「子どもの権利とスポーツの原則」
		スポーツの場で子どもの権利を推進しよう
	10	「子どもの権利条約」Q&A
	11	人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで
	12-14	付録「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄訳



©UNICEF UK/Dawe

Child Rights Education 子どもの権利を大切にす教育 ～現場からの声～

ユニセフは世界各国で「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にす教育」を推進しています。そこでは、子どもたち一人ひとりの権利を尊重した学校・園づくりが行われています。

その先駆けであったイギリスでは、2007年から「権利を尊重する学校 (Rights Respecting Schools)」づくりを推進してきました。この取り組みでは、子どもたちはまず自分のもつ権利について学びます。また、自分と同じように同級生も権利をもっていること、さらに、先生たちおとなも、みな権利をもった主体であることを知り、尊重しあうことの大切さを学んでいきます。

おとなも子どももお互いの権利を尊重しあう学校づくり。この取り組みは、子どもたちはもちろん、先生方や学校で働くスタッフなど、学校全体により効果をもたらすことが実証されています。

現地の実践校の子どもたちや先生方からは、たとえばこんな声が聞こえてきます。



POINT

日本の子どもたちの抱える問題としてよく取り上げられる、いじめや差別、自己肯定感の低さや無力感なども、子どもの権利に深く関わる問題です。子どもの権利について理解を深めることは、日本の教育現場での子どもたちを取り巻く課題の解決、そしておとなも子どもも安心して生き生きと過ごすことのできる学校・園づくりの手助けになるかもしれません。まずは「子どもの権利条約」について知ることからスタートしましょう。

子どもの権利を理解するための大切なポイント

「子どもの権利条約」は子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。

18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様にひとりの人間としての人権を認めています。また同時に、おとなへと成長する過程において、

子どもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、子どもならではの権利も定めています。

子どもの権利を包括的に明示したこの条約は前文と本文54条からなり、子どもの生存・発達・保護・参加などに関わる権利を具体的に定めています。

「子どもの権利条約」4つの原則

子どもの権利を尊重し実践していく上では、常に忘れてはならない大切な4つの原則があります。

生命、生存および発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障される。



子どもの意見の尊重 (意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表明することができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮する。



子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何であるか」を第一に考える。



差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などいかなる理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障される。



■ 権利の“ABCDE”

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どものもつ権利を定めていますが、18歳をこえると、権利が守られなくなるわけではありません。人はみな生まれながらに基本的人権をもっています。子どもの権利を考えると、普遍的な権利の本質を忘れないことも大切です。

- ◆ Rights are for **ALL** human beings: **すべての人**が権利をもっています
- ◆ Rights are there at **BIRTH**: みな**生まれながらに**権利をもっています
- ◆ Rights **CANNOT** be taken away: 権利を**奪いとることはできません**
- ◆ Rights **DO NOT** have to be earned: 権利は**無条件に**あるものです
- ◆ All rights are **EQUALLY** important: すべての権利が**同じように大切**です

コラム

教育に関する子どもの権利

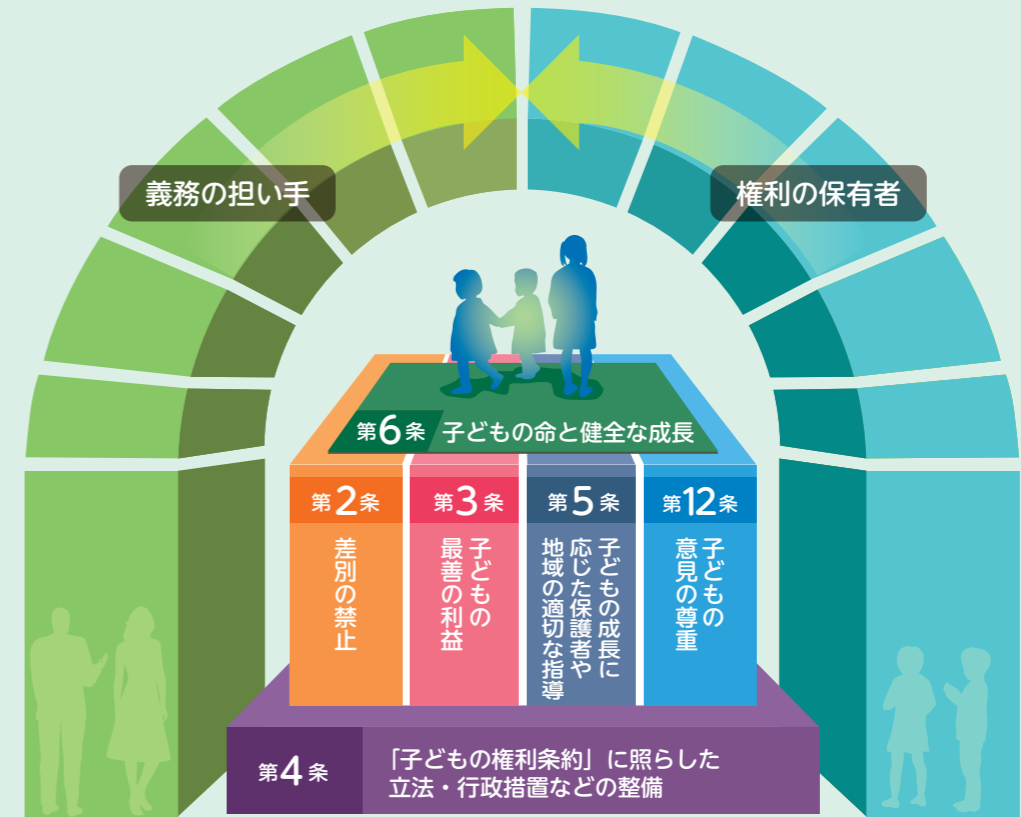
「子どもの権利条約」第28・29条では、先生方にとって身近な分野である、教育に関する子どもの権利が定められています。すべての子どもに学ぶ権利があること、学校の規律は子どもの尊厳を守るものであるべきこと、また教育の目的は、子どもの人格やもっている可能性を最大限に伸ばし、人権や多様性の尊重、また平和や環境を守る精神などを育成するものであると、謳われています。



人権のアーチ(The Arch of Human Rights)

「権利の保有者」と「義務の担い手」の均衡と支えあいで人権が実現する

アーチは、古くはヨーロッパの水道橋や鉄道橋の建築に使われ、また建物も支えることができる強固な建造物です。しかし、左右が均衡を保ち互いに支えあっていないと、崩れてしまい機能しません。このアーチの構造のように、人権の実現のためには「権利の保有者」と「義務の担い手」の間の尊重と支えあいが欠かせません。「人権のアーチ」は、この相互の均衡と尊重の上に人権が実現されていくことを、一つのモデルとして表しています。子どもの権利を考えると、子どもたちは「権利の保有者」であり、国や社会、そして子どもに関わるおとなたちが「義務の担い手」となります。国やおとなが子どもの権利を守り、子どもたちが自分の権利を実現できる社会。そして、おとなも子どもも共に尊重しあえる社会を、このアーチは描いています。



子どもだからこそ必要な土台

成長途上にあり、おとなに比べ弱い立場にある子どもたち。「人権のアーチ」に加えて、子どもの権利を実現するためには欠かすことのできない、「子どもの権利条約」のいくつかの条項があります。上の図に描かれている台の上の子どもたちがしっかりと立っていられること、つまり、子どもの命が守られ、健やかに成長できるためには、子どもたちを支える土台がしっかりしていなければなりません。

■ 子どもの権利が守られる社会

日本政府は「子どもの権利条約」を1994年に批准しました。国が条約を批准することは大きな第一歩です。しかし、批准しただけでは子どもの権利は守られるようにはなりません。

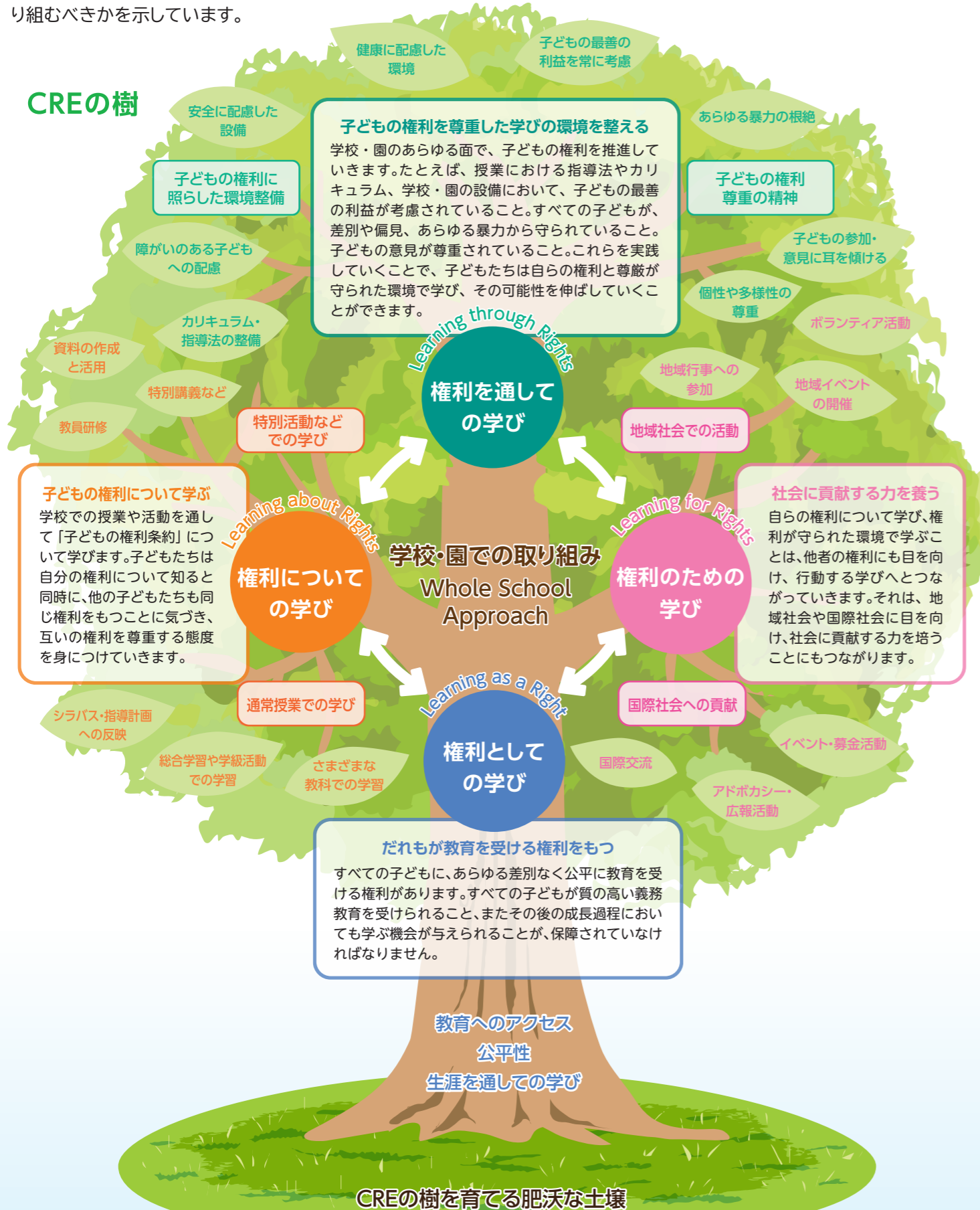
上の図にもあるように、この条約は子どもの権利を包括的に記すだけでなく、国や社会に子どもの権利を守るような義務があるかを明示し、その責任も定めています。司法や行政だけでなく、先生方や保護者など、子どもに関わるすべての人が、条約に記された権利が実現

されるように取り組むことが求められています。また、おとなたちと共に、子どもたち自身が自らのもつ権利について知り、互いの権利を尊重することを学ぶことも大切です。

「子どもの権利条約」の原則が守られ、子どももおとなも互いに尊重しあえる環境の中で、子どもたちが安心して日々を過ごしなが、健やかに成長し、その可能性や能力を十分に伸ばすことのできる社会。それがユニセフの提言する「子どもの権利が守られる社会」の姿です。

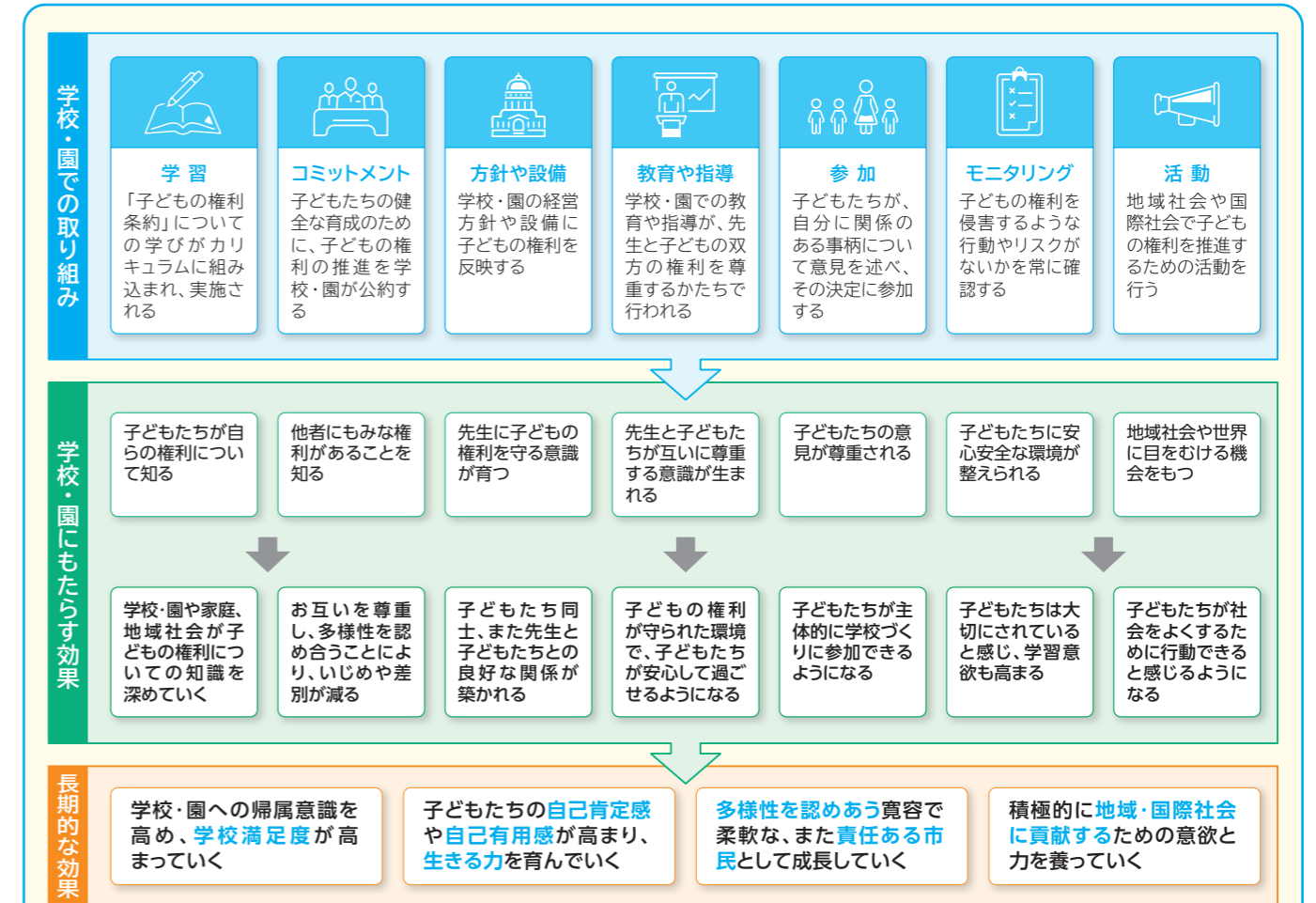
子どもの権利を大切にする教育とその効果

ユニセフの提唱する「Child Rights Education (CRE): 子どもの権利を大切にする教育」は、主に4つの側面からなります。これをひとつの大きな樹にたとえて表現したものが以下のイラスト(CREの樹)です。大きな樹全体が学校・園全体を表し、具体的に教育活動のどのような場面で子どもの権利を推進していかれるか、またどのような活動に取り組むべきかを示しています。



子どもの権利の推進がもたらす効果

学校・園をはじめ教育におけるさまざまな場において、子どもの権利を推進することにより、多くのよい効果を生むことが期待できます。



▶ はじまりは子どもの権利について学ぶこと

子どもたちが生まれながらにもっている自らの権利について学ぶことにより、**自分自身の尊厳や価値**に気づくことができます。そして、自分だけでなく、他の子どもたちにも同じ権利があることを知ります。人権の学びを深めるなかで、先生などおとなも人権をもった存在であると認め**互いに他者の権利を尊重しあう**ことを学んでいきます。

▶ 信頼関係の構築が可能に

みなに基本的な権利があることを知るにより、子どもたちの中に**それぞれの違いや多様性を認める意識**が育ち、次第に差別やいじめなどが減っていきます。また、子どもたちと共に先生たちも子どもの権利について学ぶことは、**先生と児童生徒の信頼関係の構築**につながり、子どもたちが**学校・園でより安心して生活**できるようになっていきます。

▶ あらゆる場面で子どもの声が聞かれる環境を

「子どもの権利条約」の4つの原則の一つに「**子どもの意見の尊重**」がありますが、学校・園でも**子どもの意見を尊重**することが鍵となります。日々の生活において自分の意見が受けとめられることにより、子どもたちは**自分が大切にされていると感じ**、毎日を前向きに過ごすことができるようになります。このことは、子どもたちの**学校・園への帰属意識**と**学校満足度**を高め、**学習意欲の向上**と学業における成果にもつながります。

▶ 社会を変える力に

子どもの権利について学び、権利が尊重された環境で過ごすことは、子どもたちの成長に大切な**自己肯定感**を高めます。自己肯定感の高い子どもたちは、身近にある学校・園だけでなく、社会にも積極的に参加する意欲をもち、**社会をよりよく変えていくための力**を養い、主体的に行動できる市民としての成長にもつながっていきます。

実践のヒント 1

「子どもの権利条約」について学ぼう 条文のカードを使ったグループ学習

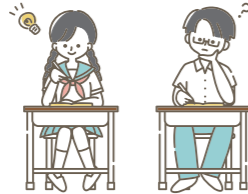
子どもの権利を学級経営に生かしていくためには、おとなも子どもも「子どもの権利条約」について学ぶことがその第一歩です。

この冊子の巻末には、子どもたちにも「子どもの権利条約」が学びやすいように、第1～40条の条文の子ども訳をイラストとともに掲載しています。コピーしてそれぞれの条文を切り離すとカードになり、グループ学習をはじめ、さまざまな活動にご活用いただけます。例えば、カードを使って、こんな学習をしてみましょう。



「私が一番大切に思う権利」

カードの条文を読み、自分にはどんな権利があるのかを学びます。そして、その中から自分が一番大切だと思う条文を選んでみましょう。選んだ条文とその理由をグループで話し合っ、互いに何を大切に思い、あるいは心配しているかを理解しあひましょう。



「自分の権利、みんなの権利」

自分の生活を振り返ってみて、十分に守られている権利は何か考えてみましょう。一方であまり守られていないと感じる権利もあるかもしれません。また、自分は守られていても、友達や同級生は守られていない権利もあるかもしれません。子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているものです。もし守られていない権利があるとすれば、どのようにして、みんなの権利を守り実現することができるか、考えてみましょう。

「子どもの権利条約カードブック」もご活用ください ↓

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/siryo/pdf/cardbook.pdf>
裏表紙の資料請求フォームでもお申込みいただけます。



実践のヒント 2

子どもの権利とSDGs 世界の子どもたちの権利にも目を向けてみよう

2030年までに世界が解決すべき目標を定めたSDGs（「持続可能な開発目標」）。ここにある17個の目標を、子どもの権利という視点から見よう。SDGsを「子どもの権利条約」と並べて見てみてください。子どもの権利と重なる目標も多いことに気づくでしょう。世界共通の課題を解決していくことは、世界の子どもたちの権利の実現につながります。SDGsの目標の達成が、どんな子どもの権利の実現と結びつくかを考えて、条文をあげてみましょう。すべての課題は、人が生きることと関係しています。SDGsを学ぶ際に「人権」の視点は欠かせません。

また、SDGsの教育に関する目標（Goal4）は、教育を通し

て一人ひとりが人権、また公平性や多様性について学び、地球市民としての意識を高めていくことを掲げています。子どもたち一人ひとりがSDGsについて

学び、世界をよりよくしていくために何ができるか考え、行動に移す。このような取り組み自体が、子どもの主体的な参加を促し、子どもたちが社会に貢献できる力を養い、そして、自分にも社会を変えることができるという自己有用感にもつながっていきます。

SDGsの17個の目標が実現したら、どんな子どもの権利が守れるだろう？



実践のヒント 3

子どもの権利が守られた学級づくり 『学級憲章』をつくってみよう

「子どもの権利条約」を学びながら、一人ひとりが大切にされる学級を目指して『私たちの学級憲章』をつくってみましょう。みなにとって過ごしやすく学びやすい学級をつくるために、自分たちにできることは何か、学校という場において守りたい権利は何か、また権利を尊重するとはどんなことか、子どもたちが経験的に学び、実践していくことを

目指します。子どもたちが主体的に考え行動する力を養うとともに、自分だけでなく他者の権利にも目を向けることにより、子ども同士の関係により影響を与えたり、学校を自分の居場所と考えたりできるようになることが、期待されます。学級憲章づくりそのものが、子どもの権利を尊重した取り組みでもあるのです。

私たちの学級憲章〈学習のプロセス〉

1 権利を知ろう！

まず、**自分も持っている権利を知ることから始めましょう。**巻末のカードや「子どもの権利条約カードブック」を使って、「子どもの権利条約」の内容や4つの原則について、そして、この条約に書かれたすべての権利を、自分もそして同級生も持っていることを学びましょう。



2 選んでみよう！

自分たちの学級をよくしていくためには、どの条文が特に大切であるか考え、**いくつか選んでみましょう。**子どもたちが中心となって話し合うことが大切ですが、先生たちも一緒に考えましょう。選んだ権利を、自分のために、そしてみんなのために、どのようにして守っていけるか考えましょう。



3 『学級憲章』を書いてみよう！

選んだ条文をもとに、自分たちの言葉で『学級憲章』を書いてみましょう。その際に「子どもの権利条約」に書かれている内容に沿っているか、もういちど考えてみましょう。憲章のそれぞれの項目に「子どもの権利条約」のどの条文に該当するかを書き添えてもよいでしょう。



4 ポスターをつくり、掲示しよう！

でき上がった憲章をポスターにして学級のみんなから見える場所に掲示しましょう。自分たちでデザインも考えてみましょう。また、『学級憲章』を定期的に振り返り、守られていないことはないか、足りないことはないかなど、よりよい学級をつくるために話し合いを続けていきましょう。



実践の
ヒント
4

「子どもの権利とスポーツの原則」

スポーツの場で子どもの権利を推進しよう



遊びやスポーツは、教育と同様に、子どもたちの人生に大きく前向きな影響力をもっています。子どもたちは遊びやスポーツを通して社会性を身につけ、他者との協力、自制心、ルールを守ること、他者を尊重することなど、多くを学びます。

日本では、多くの子どもたちが部活動などを通してスポーツに励んでいます。日々の練習を重ね、その成果を

揮って試合に臨み、勝利につなげる。子どもたちにとって、つらい練習を乗り越えた先にある勝利は、この上ない喜びでしょう。それもスポーツの大きな意義の一つです。しかし、その過程で、子どもの尊厳を傷つけたり、身心の発達に悪影響を及ぼしたりしていることはないでしょうか。スポーツの本来のあり方を見失わないために、たとえば、以下のような点を考えることが重要です。

▶ 常に子どもの最善の利益を考慮して行動する

さまざまな活動において、子ども一人ひとりにとって最もよいことを第一に考えているだろうか。勝利至上主義に偏り、過度のトレーニングやプレッシャーを課していないだろうか。

▶ 子どもの意見を尊重する

スポーツとの関わり方、楽しみ方や試合・練習への要望などについて、子どもたちの意見は尊重されているだろうか。また子どもたちは主体的に練習に参加できているだろうか。

▶ 子どもを暴力や虐待などから保護する

スポーツの指導・練習・競技などのあらゆる過程において、子どもたちに対して身体的また精神的な暴力、子どもの尊厳を傷つける侮辱的な言葉遣い、虐待やハラスメントはないだろうか。

▶ 子どものバランスのとれた成長を促進する

スポーツのもつ本来の意義を見失わず、年齢に適した練習を通じて、子どもたちのバランスのとれた身体的・精神的成長を促進できているだろうか。休息や勉強にあてる時間を確保できているだろうか。

日本では、日本ユニセフ協会主導のもと、2018年に「子どもの権利とスポーツの原則」が策定されました。スポーツ庁をはじめとするスポーツ界はもとより、教育界や経済界などでもこの活動への賛同の輪が広がっています。

体育の授業やクラブ活動などを通し、教育現場で日々、子どもたちと接し指導にあたる先生方も、ぜひ手にとってみてください。

『部活動における子どもの権利規約』を策定してみよう

「子どもの権利とスポーツの原則」より ～教育機関、スポーツ指導者に期待されること～

- ① 子どもの権利の尊重と推進にコミットする
- ② スポーツを通じた子どものバランスのとれた成長に配慮する
- ③ 子どもをスポーツに関係したリスクから保護する
- ④ 子どもの健康を守る
- ⑤ 子どもの権利を守るためのガバナンス体制を整備する
- ⑥ 子どもに関わるおとなの理解と対話を推進する

上記の6つの項目を参考にしながら、『部活動における子どもの権利規約』を策定してみましょう！

「子どもの権利とスポーツの原則」
<https://childinsport.jp/>



ぜひアセスメントツールもご参照ください。
<https://childinsport.jp/assessmenttool/>



Q 権利は義務や責任を伴うもの？

A あらゆる人権がそうであるように、子どもの権利は、すべての子どもが無条件にもっているものです。つまり、権利はいかなる条件も伴いません。権利は義務や責任を果たしたときに報酬として与えられるものではなく、また義務や責任を果たさないからといって剥奪されるものでもありません。



Q 子どもの権利を知ると、子どもは自分の権利ばかりを主張するようになる？



A 子どもの権利を知ると、自分自身の権利を知ることと同時に、他者の権利を知ることでもあり、また、先生やおとなたちの持つ権利にも気づく機会となります。そのような学びを通し、そして権利が守られた環境で学ぶことにより、お互いの権利の尊重や信頼関係の構築につながっていきます。子どもの意見を聞く際には、その子どもの置かれた状況や成長過程を考慮しながら、常に4つの原則（P.3参照）に立ち返ることも大切です。

Q 「子どもの権利条約」にある権利同士がぶつかり合う場合はどうするの？

A 学校・園を含めた生活のいろいろな場面では、ある権利が他の権利と矛盾したり、衝突したりする場合があります。自分の守られたい権利が他の人の権利と衝突するような場合、状況を総合的に見ながら、それぞれの権利を両立させるために、互いが努力する必要があります。また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こります*。忘れてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かを考えていることです。
*例：暴力から保護し命を守るために、親と引き離されない権利が一時的に制限されるなど



Q 愛されること、間違えても認めてもらえることなども条約に含まれる？



A 「子どもの権利条約」は法的な文書であり、愛情や幸福などの感情や、子どもの間違いは法的に評価することが難しいため、条約には含まれません。しかし、多くの条文が、子どもが愛されていると感じながら成長するために必要な事柄について触れています。また、間違いや失敗から学ぶことは、子どもの成長過程における大切な要素であり、間違いをおかしたときを含めて、おとなは常に敬意をもって子どもたちと接し、その尊厳を傷つけてはなりません。

Q 「子どもの権利条約」で、子どもたちの行動をコントロールできる？

A 「子どもの権利条約」を、子どもたちをコントロールする目的で使うことは適切ではありません。子どもの権利が守られた環境で学ぶことは、他者の権利に対する理解を深めることにつながり、学校での子どもたちのふるまいや人間関係にもよい影響を及ぼすことがわかっています。しかし、条約を子どもたちに対する統制やよい行動を促すための条件として使ってはいけません。



人権の歴史と「子どもの権利条約」ができるまで

「人権」という考え方が生まれたのは18世紀にさかのぼりますが、国際社会で基本的人権や自由を尊重することの大切さが広く考えられるようになり、取り組まれるようになったのは、第二次世界大戦後のことです。

世界の人々に大きな苦しみと悲しみをもたらした世界大戦。その反省から戦後まもなく設立された国際連合において、1948年に採択された「世界人権宣言」は、すべての人が生まれながらに基本的人権をもっていることを、初めて公式に認めた宣言です。

この「世界人権宣言」自体は法的な効力をもたないものですが、その後、国連や国際社会は、この宣言が目指す社会を実現していくために、国際的な法律である条約を整えてきました。たとえば、1965年には「人種差別撤廃条約」、1979年には「女子差別撤廃条約」が採択されました。

同時に、社会で弱い立場に立たされている子どもたちの状況も世界で注目されるようになっていきます。1959年、国連総会において「児童の権利に関する宣言」が採択され、子どもの権利が国際文書として明文化されました。その後「国際児童年」と定められた1979年頃から、子どもの基本的人権を包括的に保障するための枠組み作りが本格化。1989年の第44回国連総会にて「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が採択され、1990年に発効しました。

日本は、1994年にこの「子どもの権利条約」を批准しました。現在、全世界で196の国と地域が締結する、世界でもっとも広まった人権条約となっています。

国連での子どもの権利に関する動き

- 1948年 ● 「世界人権宣言」採択
「すべての人は平等であり、同じ権利をもつ」と宣言
- 1959年 ● 「児童の権利に関する宣言」採択
「子どもは子どもとしての権利をもつ」と宣言
- 1978年 ● 「子どもの権利条約」草案をポーランド政府が提出
- 1979年 ● 国際児童年
世界中の人が子どもの権利について考える機会になった
- 1989年 ● 「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」
国連総会で満場一致で採択（1990年発効）
- 1990年 ● 「子どものための世界サミット」開催
“子ども最優先”の原則のもと、2000年までに子どものために達成すべき目標を定めた
- 2000年 ● 「子どもの権利条約」2つの選択議定書を採択
「武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書」
「子どもの売買、子どもの買春および児童ポルノに関する選択議定書」
- 2002年 ● 「国連子ども特別総会」開催
「子どものための世界サミット」から進展を確認し、“子どもにふさわしい世界”を合言葉に、これから世界が果たすべき約束を決めた
- 2011年 ● 「通報手続きに関する選択議定書」を採択

<p>第1条 【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条 【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国がちがいや、性がちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどうい入であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条 【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条 【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条 【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条 【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条 【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらう権利をもっています。</p> 	<p>第8条 【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守られなくてはなりません。</p> 
<p>第9条 【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条 【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条 【よその国に連れさらられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条 【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条 【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条 【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条 【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条 【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利もっています。</p> 

第17条 【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条 【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条 【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条 【家庭を奪われた子どもの保護】

家庭を奪われた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらうことができます。



第21条 【養子縁組】

子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。



第22条 【難民の子ども】

自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。



第23条 【障がいのある子ども】

心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。



第24条 【健康・医療への権利】

子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。



第25条 【施設に入っている子ども】

施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。



第26条 【社会保障を受ける権利】

子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。



第27条 【生活水準の確保】

子どもは、心やからだがかか成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。



第28条 【教育を受ける権利】

子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のみまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。



第29条 【教育の目的】

教育は、子どもが自分の持っている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。



第30条 【少数民族・先住民の子ども】

少数民族の子どもや、もともとの土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。



第31条 【休み、遊ぶ権利】

子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。



第32条 【経済的搾取・有害な労働からの保護】

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。



第33条 【麻薬・覚せい剤などからの保護】

国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。



第34条 【性的搾取からの保護】

国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。



第35条 【誘拐・売買からの保護】

国は、子どもが誘拐されたり、売りに買われたりすることのないように守らなければなりません。



第36条 【あらゆる搾取からの保護】

国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ようなどから子どもを守らなければなりません。



第37条 【拷問・死刑の禁止】

どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯してたいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。



第38条 【戦争からの保護】

国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第39条 【被害にあった子どもの回復と社会復帰】

虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。



第40条 【子どもに関する司法】

罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考え、扱われる権利をもっています。



第41～54条は、締約国における本条約の実施状況を確認し、当該国に助言を与えることを任務とする「国連子どもの権利委員会」の設立、締約国の条約履行義務、ユニセフを初めとした国際機関の役割、そしてまたこの条約の批准および改正のための手続き、などを定めています。

また、「子どもの権利条約」採択後には、3つの「選択議定書」がつくられています。「選択議定書」とは、ある条約に新たな内容を追加や補強する際に作成される文書で、条約と同じ効力をもっています。

武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書（2000年採択、2002年発効）

「子どもの権利条約」は、15歳未満の子どもは軍隊へ参加させてはならないことを定めていますが、この選択議定書では、その年齢を引き上げ18歳未満の子どもとしています。

締約国 173（2023年3月現在）
日本は2004年に批准

子どもの売買、買春及び児童ポルノに関する選択議定書（2000年採択、2002年発効）

「子どもの権利条約」採択後も、子どもの人身売買や性的搾取による被害が多発していることを受け、こうした行為を明確に犯罪とし、罰則化しています。

締約国 178（2023年3月現在）
日本は2005年に批准

通報手続きに関する選択議定書（2011年採択、2014年発効）

子どもの権利の侵害が当該国内で救済されないときには、被害者である子ども自身またはその代理人が「子どもの権利委員会」に申し立てることができる仕組みを定めています。

締約国 50（2023年3月現在）